

## 2 亀貝坂井家のガラス乾板について

### (1) はじめに

文化財センターの民俗資料収蔵庫には、旧黒崎常民文化史料館（旧黒崎町）の収蔵資料と広域合併（平成17年）以前の新潟市（旧新潟市）の収蔵資料に一部が保管されている。収蔵資料については、旧黒崎町や旧新潟市の時に作成した台帳が存在しているが、情報の欠落が多く不十分であるため、新たに収蔵資料の整理を行っている。

本節で紹介する資料は、民俗資料収蔵庫に所蔵されていたガラス乾板である。旧黒崎町で作成した台帳から、旧黒崎常民文化史料館に所蔵されていたものと考えられるが、台帳に詳しい記載がないため、不明確である。しかし、台帳の収蔵地点に緒立八幡宮と記載されていることから、緒立八幡宮に元々は保管されていた可能性がある。資料自体は、旧黒崎常民文化史料館から平成23年に文化財センターに移管されていた。台帳から旧黒崎常民文化史料館に所蔵時にすでにガラス乾板と認識されていたが、平成29年に文化財センター職員がガラス乾板であることを改めて確認した。そして、文化財としての保存と活用のため、業者に委託してデジタル化を行った。また、ガラス乾板の劣化を防止するため、温度・湿度を一定に保っている資料収蔵庫へ移して保管している。

### (2) 確認されたガラス乾板について

ガラス乾板は全部で29点である。当初は販売していたガラス乾板を包装していた紙箱（イルフォード社及びインペリアル社製、写真）で3箱に分けられて保管されていた。紙箱のうち2箱には、和紙で「種板」と番号が記載されており、この番号が後述する撮影者が残した番号と一致することから、撮影当時からこの紙箱で保管されていたと考えられる。また、残りの1箱には、民具番号や撮影内容などを記載したシールが貼られており、こちらは旧黒崎町で収蔵した際に、新たに貼られたものである。

ガラス乾板には、短冊状の和紙が付属しており、そこにはガラス乾板についての情報が記載されていた。記載内容は、「撮影者の付した番号」、「撮影日」、「撮影対象」、「シャッタースピード」、「ガラス乾板の種類」などである。また、ガラス乾板保護のために、和紙と一緒に挟まれているものもあった。撮影日だけでなくシャッタースピード、ガラス乾板の種類まで記述しており、ガラス乾板の情報として貴重である。

ガラス乾板は、旧黒崎町の台帳作成時に付された番号（1701番）を生かし、さらに当初収められていた箱ごとに、撮影者の残した番号（撮影者番号）順に新たに管理番号を付した。例えば、1番の箱の2枚目のガラス乾板は

1701-1-2となる。

ガラス乾板の大きさは、全て87×107mm前後で、厚さが1.35mm前後の一定の大きさであり、いわゆる手札判〔久野1909〕と呼ばれる既製品である。記載情報からイルフォード社製イルフォード乾板やインペリアル社製ライオン乾板、イースト社製シード乾板などの外国製である。資料のガラス乾板が撮影されたのは、後述するよう明治時代後半と考えられ、この時期は日本製のガラス乾板も生産されていたが、外国製が主流であった〔高橋2017〕。

ガラス乾板は、大半が外縁部を中心に銀鏡や黄変と呼ばれる劣化が進んでいるが、大きな割れや剥離などはなく、全て撮影内容を確認することができる。現像のための加工や修正は確認できないが、後述する坂井家6代当主坂井邦直（表1：3-4）や赤子と女性（表1：3-10）が写されたガラス乾板には、画像面保護のためにニスが塗布されており、ほかのガラス乾板よりも銀鏡などの劣化が少ない。この2枚のみ現像した可能性がある。

撮影対象の人物名や撮影日などから、これらのガラス乾板が新潟市西区亀貝（旧亀貝村）で暮らしていた坂井家（以下、亀貝坂井家）に関わるものであることが分かった。また、撮影者番号からガラス乾板は少なくとも127枚以上存在していたことが分かり、本資料はその一部である。実際に資料のなかには、ガラス乾板がなく付属の和紙だけのものや逆にガラス乾板のみのものもある。

撮影された時期は、撮影日の情報から分かるものは明治38（1905）年から明治44（1911）年である。撮影者番号の25～36番（表1：1-1、3-1～9）には、撮影した年の情報が存在しないが、記載内容の状況から撮影者番号がおおむね撮影順に付けられていると考え、年代が分かるもので撮影者番号が最も古いものが73番（表1：2-1）の明治38年12月23日であり、撮影年が不明なものは73番より番号が小さいため、それ以前に撮影された可能性が高い。また、三条市本成寺を撮影したガラス乾板が3枚あり、このうち三門や客殿、御廟などは写されているが、本堂を撮影したものがない。本成寺は明治26（1893）年に本堂や客殿などが消失し、明治28（1895）年に客殿が再建され、明治36（1903）年に本堂の上棟式が行われた〔荒木1981〕。そのため、この客殿が再建され、本堂が建設中だった明治28年から明治36年の間に撮影されたため、本堂が撮影されていなかったと推測でき、撮影年のないガラス乾板はこの時期に撮影された可能性がある。

### (3) 撮影された内容について

撮影されている内容については、撮影対象から「人物」、「構造物」、「風景」に分類した（表1）。本資料は、人

物を撮影したガラス乾板が最も多く、坂井家6代当主坂井邦直や7代当主坂井直芳など坂井家や坂井家に関する人物が写されている。構造物や風景も、坂井家の邸宅や庭園など坂井家に関わる場所や近隣を写したもののかに、東京都や神奈川県など、遠方の写真も存在する。

1-1は、新潟市西区に所在する緒立八幡宮の拝殿を撮影したものである。緒立八幡宮の拝殿は明治10年代に建立されている〔渡辺・竹内ほか1983〕。ガラス乾板に写されているものと現在の状況を比べると、社殿の構造は類似しているが、現在が瓦葺に対し、茅葺などの違いがある。また、周辺も現在は社殿の前に鳥居があるが、当時は存在しないなど今までに大きく手が加えられていることが分かる。緒立八幡宮は古墳時代前期の緒立八幡宮古墳の上に建てられている。ガラス乾板は、先述のとおり明治36年以前に撮影されたと考えられ、現存する緒立八幡宮及び緒立八幡宮古墳の様子を撮影した資料で最も古いものといえる。

2-1は、東京都日比谷公園の音楽堂（現小音楽堂）を撮影したものである。小音楽堂は日本初の野外音楽堂として明治38年に完成したが、大正12（1923）年9月の関東大震災で倒壊し、後に再建されている。その後、昭和58（1983）年に改築されて現在の小音楽堂となっている〔東京都1972〕。撮影されたのは明治38年12月とされていることから、完成したばかりの初代小音楽堂を写したものであり、倒壊前の貴重な資料といえる。

また、2-2は旧新橋停車所の近くにかつて存在した新橋の凱旋門を撮影したものである。この凱旋門は明治38年10月に完成しており〔富田2005〕、撮影日記録からこのガラス乾板はその2か月後に撮影されたことになる。

2-3・4は、明治39（1906）年1月に大磯海岸で撮影されたものと記載されている。大磯海岸は、神奈川県中郡大磯町にある海岸であり、日本初の海水浴場として明治期の政治家などが別荘を構えていた場所である。2-3の付属の和紙には「西遠寺候別荘裏」という記載があり、これは西園寺公望氏の別荘のことを指していると考えられる。西園寺公望氏の別荘は明治32（1899）年に建てられているため〔塩崎・宮崎2016〕、その7年後に撮影されたこととなる。また、2-4には「大磯怒浪」と記載されており、「怒浪」は「さかまくぬみ」〔諸橋1957〕という意味の言葉で、その言葉どおり大磯海岸に打寄せる荒波が撮影されている。大磯海岸は、日本初の海水浴場のため、当時の風景を撮影した絵葉書は比較的残されているが、大磯海岸を撮影したガラス乾板などの原板資料は少なく、貴重な資料といえる。

3-7～9は、三条市本成寺を撮影したものである。三

条市本成寺は法華宗陣門流の総本山である。先述のとおり、明治28年から明治36年の間に撮影された可能性がある。本成寺の三門は天明6（1786）年に建立され、新潟県指定文化財である。3-7はこの三門を撮影したものであり、県指定文化財の明治時代の様子を撮影した資料として評価することができる。また、ほかの客殿や御廟についても、周囲の様子など現在とは異なる点があり、本成寺の変遷を考える上で貴重な資料といえる。

3-5は、旧亀貝村の風景を撮影したものである。ここには、小規模な河川が撮影されている。現在の亀貝の集落付近はこのような河川は存在していないが、江戸時代の潟や河川を示した図を見ると〔太田2015〕、旧亀貝村のすぐそばに西川へと流れる河川があったことが分かる。そのため、このような河川を撮影した可能性があり、明治期の亀貝周辺の状況を記録した資料として評価することができる。

2-11、3-1・3・6は、坂井家の邸宅や屋敷を撮影したものである。明治37～40（1904～1907）年に撮影されたものと考えられる。建物については、茅葺の屋敷と瓦葺の蔵が確認できる。蔵は屋敷よりも土盛りされ高い場所に建てられている。このような盛土の上に建てられた蔵は、洪水などの対策のためにこの地域一帯で一般的な作りである〔新潟市1975〕。また、2-11や3-6を見ると広い面積を有し、庭園が整備されていたことが分かる。さらに、3-1では、敷地内に三十番神の社が存在していた様子が写されている。坂井家の邸宅や屋敷は現存していないが、この社は旧坂井家付近に現存していると言われており、類似する社は確認できたが、同一か不明である。

#### （4）亀貝坂井家について

亀貝坂井家について、『新潟市合併市町村の歴史』〔新潟市1975〕にまとめられており、以下その記述などを基に記載する。

坂井家は、元は加賀国大聖寺城主溝口秀勝の家臣であり、秀勝が慶長3（1598）年に新発田へ移封になった時、新潟へ来た。その後、帰農し、天明元（1781）年に亀貝坂井家として初代庄左衛門が亀貝村の庄屋となった。

1代庄左衛門から3代庄左衛門は新川の掘削などの治水工事により、多大な功績を収めている。

このうち3代庄左衛門の弟である日界は、幼少期に仏門へと入り、三条市本成寺の法主となる話があったが実現はしなかった。明治4（1871）年に没している。

4代邦衛は明治初頭に本成寺と同じ法華宗陣門流の薬王寺という寺を旧亀貝村に建立なし移転し、その後、新潟市旭町や南浜通へ移転させている。この功績により、

邦衛は明治8（1875）年に本成寺より邦衛山薬王寺の寺号を賜っている。複数の文献により、年代や移転など記載が異なっているが〔田子2003〕、亀貝坂井家が薬王寺を旧亀貝村に建て、その後古町へ移転させており、三条市本成寺と深い関係があることが分かる。そして、ガラス乾板に撮影された内容にも、本成寺を撮影したもの（3-7～9）や同じ法華宗陣門流の本応寺を撮影したもの（2-6）もある。

また、4代邦衛は明治20年代には醤油醸造業を始めており、明治22（1889）年に発行された商工業の様子や地域の名所などを紹介した『北越商工便覧』に「西蒲原郡亀貝村 醤油醸造處 加賀屋 坂井邦衛」と掲載されている〔川崎1889〕。それを見ると坂井家の屋敷はかなり広大で、蔵も複数確認できる。ガラス乾板に写されている坂井家の屋敷や蔵と構造が似ており、庭園など広い敷地を有していたことも表現され、『北越商工便覧』の記載がかなり正確であったことが分かる。邦衛は大正6（1917）年に没している。

5代慊内（養子）は明治18（1885）年に廃嫡されている。6代邦直は大正13（1924）年に没しており、7代直芳は明治42（1909）年に生まれている。

以上のように、亀貝坂井家は地域の有力な一族であったことが分かる。この亀貝坂井家には、1代から4代までの由緒や肖像が描かれた掛け軸があり、また、明治12（1879）年に3代庄左衛門を撮影した写真なども現存する。亀貝坂井家のなかで特に、1代庄左衛門及び日界は、明治から昭和にかけて多くの新潟県の人物を紹介する書籍に登場する〔渡邊1902、牧田編1972など〕。管見で確認した最も古い文献は、明治31（1898）年の『近世越佐人物傳』であり〔藤山1898〕、このなかで「川田甕江撰碑文」から記載したとある。川田甕江（川田剛）は明治期の著名な儒者であり〔富士川1983〕、新潟市北区に現存する「簡堂曾我君之碑」の撰文も行っている。この人物が撰文した石碑が当時存在していたこととなるが、現存しているかは不明である。

### （5）まとめ

今回紹介したガラス乾板の多くは、明治時代後半の亀貝坂井家に関連した人物や場所を撮影したものである。撮影した内容は時期や場所がさまざまであり、さらにガラス乾板を販売する箱に保管されていたことから、坂井家が所持していたカメラ及びガラス乾板で坂井家の関係者が撮影したと考えられる。明治時代後半にガラス乾板の撮影をするためには、様々な機材及び知識が必要となる。また、撮影された内容が旅先や奉公人などかなり個人的なものが多く、坂井家の当主または当主に近しい人

物の可能性が考えられる。明治時代後半は、先述のとおり4代邦衛及び6代邦直が存命で、ある一定の年齢に達していることから、どちらかが撮影に関わっていたと考えられる。

明治時代後半のガラス乾板は、後のフィルム写真ほど現存しているものが少なく、当時の状況が分かる貴重な資料として評価することができる。今後も文化財として適切に保存し、活用するべきである。

なお、ガラス乾板に付属した和紙に記載された文字の判別については伊東祐之氏（新潟市歴史博物館）より、本成寺のガラス乾板が撮影された年代や評価などについて荒木常能氏（三条市文化財保護審議会委員）より、本成寺の資料について高野晶文氏（三条市生涯学習課文化財係）より、大磯海岸のガラス乾板の評価について富田三紗子氏（大磯町郷土資料館）よりご教示いただいた。また、亀貝坂井家の掛け軸や写真について石渡勝春氏より資料の提供及びご教示いただいた。

（金田拓也・久住直史）

### 引用・参考文献

- 荒木常能 1981 『ふるさとの思い出 写真集 明治大正昭和三条』205 国書刊行会  
太田和宏 2015 「新潟市西区に関する潟と人の共存（里潟）について～潟の歴史的関わりについて（佐潟を中心として）～」『平成26年度新潟市潟環境研究所研究成果報告書』 新潟市地域・魅力創造部 潟環境研究所事務所  
川崎源太郎 1889 「北越商工便覧」 竜泉堂  
塙崎信彦・官崎松代 2016 『徳富蘇峰記念館第33回特別展示 目録 相模湾沿岸地域別荘の人々①『大磯を愛した日本の名士』展』（公財）徳富蘇峰記念塙崎財団  
高橋則英 2017 「ガラス乾板の歴史と保存の意義」『文化財としてのガラス乾板－写真が紡ぎなおす歴史像』 勉誠出版  
田子了裕 2003 『寺院IV』 新潟市文化財調査報告書 新潟市教育委員会  
東京都 1972 『東京百年史』 第3巻・第5巻  
富田昭次 2005 『絵はがきで見る日本近代』 青弓社  
新潟市 1975 『新潟市合併町村の歴史』 第1巻 西蒲原郡から合併した町村の歴史 新潟市  
久野轍輔 1909 『寫眞寶鑑』 小西本店  
富士川英郎 1983 「かわだおうこう」『国史大辞典』 第三巻 吉川弘文館  
藤山銀太郎 1898（1993復刻）『近世越佐人物傳』 新潟雪書房  
牧田利平編 1972 『越佐人物誌』 野島出版  
諸橋轍次 1957 『大漢和辞典』 卷四 大修館書店  
渡邊市太郎 1902 『大日本名蹟圖誌』 第九編越後国之部 光彰館  
渡辺奎二・竹内竹市ほか 1983 『黒崎町の神社仏閣 黒崎町近世社寺建築緊急調査報告書』 黒崎町教育委員会  
渡辺秀樹編 2007 『明治・大正・昭和の日本 東京遊覧』 日本文芸社

表1 龜貝坂井家のガラス乾板一覧

写真番号	撮影対象	分類	大きさ			状態 画像面状態	撮影地	撮影時期	ガラス乾板 種類	付属記載内容	
			長辺	短辺	厚さ						
写真なし								明治38年以前 4月12日午後3時		第式拾八号（四月十二日午後三時） 坂井信吾 佐藤真平 1/25（不現）欠板〔鉛筆書〕	
1-1	緒立八幡宮	構造物	107	82	1.25	外縁：銀鏡・黄変	新潟県新潟市 西区緒立	明治38年以前 4月26日午前10時		第三十一号（四月廿六日午前十時） 尾立〔緒立カ〕八幡神社 1/25〔鉛筆書〕	
1-2	坂井みどり	人物	107	82	1.5	外縁：銀鏡・黄変、 一部：黄変	新潟県新潟市 西区龜貝カ	明治40年 4月2日午前10時		第八十四号（明治四十年四月二日午前十時） 坂井みどり 五才 1/50	
1-3	集合写真	人物	107	82	1.3	外縁：銀鏡・黄変、 一部：退色・付着物	新潟県新潟市 西区龜貝カ	明治44年前後カ		【付属資料なし】	
2-1	日比谷公園 小音楽堂	構造物	107	82	1.6	全面：銀鏡・黄変	東京都千代田区 日比谷公園	明治38年 12月23日午前11時	イルフォード社製 イルフォード乾板	第七十三号（三十八年十二月廿三日午前十一時） 日比谷公園音楽堂 1/50 イルフォード	
2-2	新橋凱旋門	構造物	107	82	1.4	外縁：銀鏡・黄変、 一部：銀鏡・黄変	東京都中央区 銀座八丁目	明治38年 12月23日午前11時	イルフォード社製 イルフォード乾板	第七十四号（三十八年十二月廿三日午前十一時） 新橋凱旋門 1/50 イルフォード	
2-3	坂井督海（大磯海岸）	人物	107	82	1.4	外縁：銀鏡・黄変	神奈川県中郡 大磯町西大磯	明治39年 1月9日午前9時	イルフォード社製 イルフォード乾板	第七十五号（三十九年一月九日午前九時） 坂井督海（大磯海岸 西遠〔園カ〕寺候別荘裏） 中経 1/50 イルフォード	
2-4	大磯海岸	風景	108	82	1.35	外縁：銀鏡・黄変	神奈川県中郡 大磯町	明治39年 1月11日午前10時	イルフォード社製 イルフォード乾板	第七十六号（三十九年一月十一日午前十時） 大磯怒浪 中 1/25 イルフォード	
2-5	女性	人物	107	82	1.45	外縁：銀鏡・黄変・剥離		不明	イルスト社製 シード乾板	第七十七号（三十九年二月二日午前三時） 小仙 フラッシャー・ライト シード 1/42	
2-6	坂井督海（本応寺）	人物・ 構造物	108	82	1.35	外縁：銀鏡・全面：黄変	神奈川県 小田原市板橋	明治39年 2月13日午後2時	イルフォード社製 イルフォード乾板	第七十八号（三十九年二月十三日午後二時） 板橋本応寺 1/25 イルフォード	
2-7	坂井督海	人物	107	82	1.3	外縁：銀鏡・黄変、 一部：黄変		不明	イルフォード社製 イルフォード乾板	第七十九号（三十九年二月十七日午後二時） 坂井督海（外套姿） 1/25 イルフォード	
2-8	富田うた 外1人	人物	106	82	1.5	外縁：銀鏡・黄変		不明	イルスト社製 シード乾板	第八十号（三十九年二月十七日午後五時） 富田うた 外一人 シード板 time	
2-9	青山こま	人物	107	82	1.5	外縁：銀鏡・黄変・退色		不明	イルスト社製 シード乾板	第八十一号（三十九年二月十九日午前十時） 青山こま イルフォード time	
2-10	植木とめ	人物	107	82	1.5	外縁：銀鏡・黄変		不明	イルスト社製 シード乾板	第八十二号（三十九年二月二十二日午前九時） 植木とめ イルフォード time	
2-11	坂井家庭園	風景	107	82	1.4	外縁：銀鏡・黄変	新潟県新潟市 西区龜貝	明治40年 4月2日午前10時		第八十号（明治四十年四月二日午前十時） 自家庭園之一部 嶺山の處 1/50	
3-1	坂井家庭園（社）	風景	107	82	1.2	外縁：銀鏡・黄変	新潟県新潟市 西区龜貝	明治38年以前 4月12日午前10時		第八号（四月十二日午前十時） 自家庭園之一部 1/25	
写真なし								明治38年以前 4月12日午前10時		第八号（四月十二日午前十時） 自家庭園之一部 (○○シグリ) (鉛筆書) 1/25 欠板 (鉛筆書)	
3-2	坂井清・信次・弘	人物	107	82	1.25	外縁：銀鏡・黄変、 一部：銀鏡	新潟県新潟市 西区龜貝カ	明治38年以前 4月12日午後2時		第式拾七号（四月十二日午後二時） 坂井清 八才 坂井信次 六才 坂井弘 四才 絞り中 1/25	
3-3	坂井家邸宅	構造物	107	82	1.35	外縁：銀鏡・黄変	新潟県新潟市 西区龜貝	明治38年以前 4月13日午前10時		第式拾九号（四月十三日午前十時） 自家屋之一部 1/25	
3-4	坂井邦直	人物	107	82	1.4	全面：ニス塗布、 一部：剥離	新潟県新潟市 西区龜貝	明治38年以前 4月22日午後4時		第三十号（四月廿二午後四時） 坂井邦直 1/25 (鉛筆書)	
3-5	亀貝村	風景	108	82	1.5	外縁：銀鏡・黄変	新潟県新潟市 西区龜貝	明治38年以前 4月26日午前10時半		第參拾弐号（四月廿六日午前十時半） 亀貝村上端之景 1/25 (鉛筆書)	
3-6	坂井家庭園	風景	107	82	1.2	外縁：銀鏡・黄変	新潟県新潟市 西区龜貝	明治38年以前 4月29日午前11時		第參拾弐号（四月廿九日午前十時半） 自家庭園之一部 桜花成り 1/25 (鉛筆書)	
3-7	本成寺三門	人物・ 構造物	107	82	1.5	外縁：銀鏡・黄変	新潟県三条市 西本成寺一丁目	明治38年以前 5月4日午後2時		第參拾四号（四「五」〔鉛筆で直し〕月四日午後五時） 三条本成寺山門千部執行時 1/25 (鉛筆書)	
3-8	本成寺客殿	構造物	107	82	1.5	外縁：銀鏡・黄変	新潟県三条市 西本成寺一丁目	明治38年以前 5月5日午前10時		第參拾五号（四「五」〔鉛筆で直し〕月五日午前十時半） 三条市本成寺千部執行時之客殿 1/50	
3-9	本成寺御廟	構造物	107	82	1.5	外縁：銀鏡・黄変	一部：付着物	明治38年以前 5月5日午後2時半		第參拾六号（四「五」〔鉛筆で直し〕月五日午後二時半） 三条市本成寺宗祖佛廟所 1/25	
3-10	赤子と女性	人物	107	82	1.2	外縁：黄変・剥離、 全面：ニス塗布	隅：ニス付着	新潟県新潟市 西区龜貝カ	明治43年 6月6日午後2時	第參拾七号（四「五」〔鉛筆で直し〕月五日午後二時半） 三条市本成寺宗祖佛廟所 1/25	
3-11	坂井よし 外数人	人物	107	82	1.4	外縁：銀鏡・黄変	新潟県新潟市 西区龜貝カ	明治43年 6月6日午前9時	インペリアル社製 ライオン乾板	第百二十一号（四三、六、午後二時） 坂井よし 外数人 ライオン time	
3-12	下男作作・・蔵	人物	108	82	1.3	外縁：銀鏡・黄変	隅：粘着痕	新潟県新潟市 西区龜貝カ	明治43年 6月6日午後2時半	インペリアル社製 ライオン乾板	第百二十二号（四三、六、午後二時半） 下男作作又蔵 ライオン time
写真なし										第百二十三号（四十二年？） 坂井よし イルフォード time	
3-13	坂井直芳	人物	107	82	1.4	外縁：銀鏡・黄変		新潟県新潟市 西区龜貝カ	明治44年 2月22日午前9時	インペリアル社製 ライオン乾板	第百二十四号（四四、二、二二午前九時） 坂井直芳 ライオン time
3-14	坂井直芳	人物	107	82	1.5	外縁：銀鏡・黄変		新潟県新潟市 西区龜貝カ	明治44年 2月2日午前9時	インペリアル社製 ライオン乾板	第百二十五号（同前） 坂井直芳
3-15	坂井直芳	人物	107	82	1.4	外縁：銀鏡・黄変		新潟県新潟市 西区龜貝カ	明治44年 2月2日午前9時	インペリアル社製 ライオン乾板	第百二十六号（四四、二、二二午前九時） 坂井直芳 ライオン 1/25
写真なし								明治44年 2月23日午前9時	インペリアル社製 ライオン乾板	第百二十七号（四三「四四カ」、二、二三午前九時） 写作始下男共 ライオン time	

※白丸は判読不能、（）は記載のとおり、「」は訂正され追加された文字、□は報告者が加えたもの、カは報告者の推定のものである。



ガラス乾板を保管していた紙箱



保護に使用した和紙（左）及び撮影情報を記載した和紙（右）



亀貝坂井家掛け軸



2-2：新橋凱旋門



3-4：坂井邦直



2-3：坂井督海（大磯海岸）



1-1：緒立八幡宮



2-4：大磯海岸



2-1：日比谷公園小音楽堂



2-6：坂井督海（本応寺）



3-7：本成寺三門



2-11：坂井家庭園



3-8：本成寺客殿



3-3：坂井家邸宅



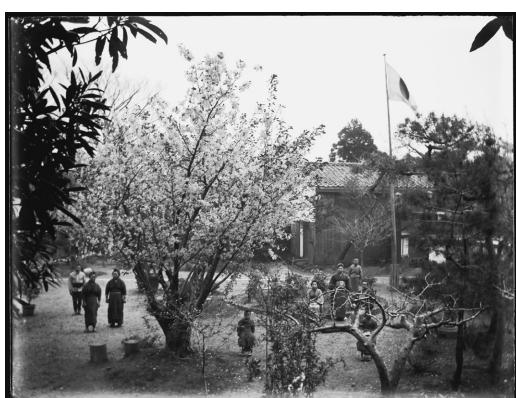
3-9：本成寺御廟



3-1：坂井家庭園（社）



3-5：亀貝村



3-6：坂井家庭園